

◎ 事業内ホームヘルプ制度を進めるために

労働省は、この制度が適正に行なわれるよう、実施方法について相談指導を行ないます。

また

有能なホームヘルパーを育てるために、養成計画をすすめます。

問合せや御相談は

事業内ホームヘルプ制度のやり方や、ホームヘルパーについての問合せや御相談、又くわしい資料などが入用の場合は、各都道府県婦人少年室、又は労働省婦人少年局婦人課へ御連絡下さい。

労働省婦人少年局

東京都千代田区大手町 1-7

電話 (231) 8 2 1 1

事業内ホームヘルプ制度のあらまし

労働省では

事業内ホームヘルプ制度

をすすめています

◎ 勤労者の家庭の安定のために

日本には勤労者の家庭が 900万もあります

——これは日本の世帯総数の47%にあたります——

これらの勤労者の家庭では、約65%が夫婦と子供だけの世帯です。主婦が病気や出産のとき、同居の家族や使用人がないので、家事をする人手がなくて困ることが多いのです。

しなとき、主婦に代つて家事をする人を派遣する制度があれば、主婦はゆつくり静養ができ、夫も安心して仕事にはげむことができるでしょう。

それがホームヘルプ制度です。

(労働省婦人少年局
リーフレットNo. 81)

事業内ホームヘルプ制度とは

事業場がホームヘルパーを雇っておき従業員の家庭で主婦が病気などで困つたような時に派遣する制度です。

この制度は誰れが実施するか

——会社や工場が福利厚生 of 事業として行ないます。

この制度を利用できるのは

——その会社の従業員で、家事担当者に事故のある場合です。

誰れがホームヘルパーの雇い主か

——この制度を実施する会社や工場です。

(個々の家庭ではありません。)

——賃金も会社から支払われます。家庭は払いません。

(家庭が低額の利用料を会社へ納めることもあります。)

ホームヘルパーの働く時間は

——一般の女子労働者と同じく労働基準法の適用をうけますので、原則として実働8時間です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするか

——洗濯、つくろい、掃除、料理、子供の世話など平常の家事をします。

(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません。)

——仕事のしかたは、“標準家事作業”によります。

この業務の管理

——ホームヘルパーを派遣する家庭・派遣の時間及び期間・作業内容等は、その都度会社がきめます。

ホームヘルパーとしては

——一定水準の家事技術をもっている婦人が雇われます。

標準家事作業

きまつた時間の中で無駄なく効果的に仕事をするために
家庭が安心してまかせられるために
会社が作業の管理を円滑に行なうために

ホームヘルパーの作業は標準化することが必要なのです。